

お客様各位

大光銀行

外国為替取引についてのお願い（顧客受入方針）

平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

マネー・ローンダリング及びテロ資金供与、ならびに詐欺を含む金融犯罪の防止を目的とした法令・規制への対応の重要性はますます高まり、日本及び国際社会が取組むべき最重要課題となっております。

大光銀行では、日本の「外国為替及び外国貿易法」等の定める経済制裁規制のほか、米国財務省の外国資産管理局（Office of Foreign Assets Control（以下「OFAC」）による規制等、当行に適用されるすべての経済制裁関連法令に厳格に準拠する方針としており、これらに抵触する、あるいは抵触するおそれのあるお取引は受付しておりません。以下に該当するまたは該当する懸念のある外国為替取引はお取り扱いできません。

- (1) 経済制裁関連規制（外国為替及び外国貿易法（以下、外為法）、OFAC 規制等）違反取引
- (2) 犯罪収益の収受に該当する外国為替取引
- (3) 詐欺事案等に関連する外国為替取引
- (4) 禁輸商品購入代金の決済に該当する外国為替取引
（麻薬、拳銃、児童ポルノ、ワシントン条約で禁止される動植物等）
- (5) オンラインカジノに関連する外国為替取引
- (6) 贈収賄等の不正な資金の授受に関連する可能性のある送金
- (7) 人権侵害、強制労働、売春、臓器売買等に関連する可能性のある外国為替取引
- (8) 真の送金人・受取人が別途存在し、その実態が不明もしくはその実態把握が困難な取引
（依頼人が資金移動業者である場合等）
- (9) 仮想通貨の売買、仮想通貨への投資等を目的に実施する取引
- (10) 外為法 17 条に基づく適法性確認義務によって確認が必要な取引で、主務大臣の許可を要する取引である場合に、当該許可を確認できない取引
 - (1 1) OFAC 規制対象国（または地域）、都市、団体、個人等が関与する取引
 - (1 2) 取引内容に矛盾がある等、真偽に疑義のある取引
 - (1 3) 店頭での現金受付による送金取引
（直近 1 週間以内に送金代り金を振り替える口座に入金された 10 百万円以上の現金を送金原資の全部または一部とする送金取引は受付できません。）
 - (1 4) ウクライナ侵攻に対する対ロシア・ベラルーシ制裁の強化を受け、当行では法令遵守の観点から、ロシア・ベラルーシに関連する取引

また以下の取引の場合、資料の提出、取引内容の事前のご確認をお願いします。

北朝鮮関連の『中国東北三省（吉林省、黒竜江省、遼寧省）』、『あさり、うに、さるとりいばらの葉、松茸、しじみ、ずわいがに、けがに、赤貝、えび、うに（調製品含む）、なまこ（調製品含む）、ひらめ、かれい、たこ、はまぐり、あわび、絨毯（カーペット）』が関連する取引の場合、輸入許可通知書、原産地証明書等の確証資料の提出をお願いします。

直近 1 週間以内に送金代り金を振り替える口座に送金金額とほぼ同額またはそれ以上の現金入金があった場合は、他行（庫）通帳や現金の原資となる資料のご提出をお願いします。

（2024 年 2 月現在）

